



氏 名	住 所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

## 2 出訴の要旨

- (1) 平成29年3月議会において訴えの提起に係る議会議決を経て、5月2日に豊岡簡易裁判所へ訴状を提出した。
- (2) 7月12日付けで請求通りの判決を受け、所有権移転登記手続きの準備を進めていたところ、相続人に漏れがあり登記手続きができないことが判明した。
- (3) 市は、本来、売買を原因とする所有権移転登記手続きを求めるべきところ、本件については、相手方に対して、時効を援用し、所有権に基づき、同土地につき、昭和48年7月15日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求める訴えを提起しようとするものである。

## 3 訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。